



県知事の挨拶



連名表彰を受ける受賞者の代表



表彰を受けた皆さん



会長による大会宣言

11月13日、千葉の森公園芸術文化ホールにおいて、千葉県知事出席のもと、第63回千葉県交通安全県民大会が開催され、交通事故防止活動に多大なる功労があった個人と団体に表彰が行われました。
交通安全協会からは、4協会、83名の方が受賞されました。
大会の終わりに、千葉県交通安全協会小堀陽史会長が、大会宣言を行い盛会のうちに終了しました。

第63回千葉県交通安全県民大会



県知事表彰

◆千葉県警察本部長・

千葉県交通安全協会会長表彰

- 交通安全功労者 30名
- 優良交通指導員 8名
- 模範運転者 43名
- 優良交通安全協会 43名
- 印西交通安全協会印旛支部

◆千葉県交通安全対策推進委員会会長表彰

- 個人 1名
- 団体 松戸交通安全協会
- 流山交通安全協会

◆交通安全功労者千葉県知事表彰

- 個人 1名
- 団体 千葉県交通安全協会

第63回 千葉県交通安全 県民大会受賞者

令和6年冬の交通安全運動

期 間 12月10日(火)から12月19日(木)までの10日間

スローガン 飲酒運転は絶対しない、させない、許さない

運 動 重 点

- 1 飲酒運転の根絶に向けた取組の推進
- 2 夕暮れ・夜間・明け方における交通事故防止
- 3 自転車ヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

飲酒運転根絶



ハンドルキーパー

自転車利用者のヘルメット着用率、トップは愛媛県69.3%
千葉県 6.5% **全国ワースト2位** [全国平均17.0%]

自転車の危険な行為である 「酒気帯び運転」と、 「携帯電話使用等」に罰則が新設

令和6年
11月1日
施行

酒気帯び運転の禁止

「酒酔い運転」に加え、
罰則対象外だった「酒気帯び運転」も罰則対象に (法第117条の2の2
及び第117条の3の2関係)

罰 則 3年以下の懲役
または50万円以下の罰金



自転車の酒気帯び運転を
幫助した者にも罰則が適用!

車両の提供
罰 則 3年以下の懲役
または50万円以下の罰金

酒類提供・依頼して同乗
罰 則 2年以下の懲役
または30万円以下の罰金

携帯電話使用等の禁止

都道府県公安委員会規則での禁止を、
新たに道交法上で一律に禁止し罰則を強化 (法第71条関係)

走行中、携帯電話等を手で持って通話したり、画像を注視すると、
携帯電話使用等(保持)

罰 則 6ヵ月以下の懲役または10万円以下の罰金

携帯電話等を使用して走行し
交通事故を起こすなどすると、
携帯電話使用等(交通の危険)

罰 則 1年以下の懲役または30万円以下の罰金



各地の交通安全活動ニュース



佐 倉

サインプレートを活用した
飲酒運転根絶の呼び掛け



市 川

自転車利用者対象の交通安全
キャンペーンの実施



千葉中央

JR踏切における踏切事故防止
キャンペーンの実施



印 西

信号機のない交差点における
歩行者の誘導活動



行 徳

駅前周辺における交通安全
キャンペーンの実施



千葉東

商業施設における交通安全
キャンペーンの実施



成 田

スケアードストリートに
よる交通安全教室の開催



浦 安

信号機のない交差点における
歩行者誘導活動の実施



千葉北

商業施設における交通安全
出動式の開催



多 古

道の駅における交通安全
キャンペーンの実施



野 田

サインプレートを活用した
飲酒運転根絶の呼び掛け



八千代

啓発品を活用した交通安全
キャンペーン



銚 子

商業施設における交通安全
キャンペーンの実施



四街道

サインプレートを活用した
飲酒運転根絶の呼び掛け



船 橋

商業施設における交通安全
キャンペーンの実施

各地の交通安全活動ニュース



君津

主要道路における交通安全
キャンペーンの実施



いすみ

サインプレートを活用した
飲酒運転根絶の呼び掛け



東金

商業施設における交通安全
キャンペーンの実施



富津

信号機のない交差点における
歩行者誘導活動の実施



勝浦

商業施設における交通安全
キャンペーンの実施



茂原

商業施設における交通安全
出動式の開催



千倉

高齢者に対する自転車安全
利用の呼び掛け



大多喜

サインプレートを活用した
飲酒運転根絶の呼び掛け



一宮

祭礼会場周辺等における交通
安全活動の実施

ドライバーズ・クリニックを実施

千葉県交通安全協会では、認知機能や身体機能の低下を自ら認識し、安全な運転行動を促すことを目的に、機器を利用した検査を行っております。

これまでに、地域交通安全活動推進委員研修会のほか、賛助会員である「幕張メッセ」様や「茂原卸商業団地協同組合」様などからの依頼を受け、各所へ赴き実施したところ、好評を得ています。

ご利用を希望される団体の方は、下記のとおり、千葉県交通安全協会までご連絡ください。

実施状況



賛助会員入会のお願い

公益財団法人千葉県交通安全協会は「交通事故のない、安全で安心して暮らせる千葉県」をつくるために各種の交通安全事業を行っています。当協会の活動にご賛同いただける個人又は団体に賛助会員としての入会をお願いいたします。詳しいことは、右までお問い合わせください。

発行 公益財団法人千葉県交通安全協会

ホームページアドレス

<http://www.chiba-ankyo.or.jp>

千葉市美浜区浜田 2 丁目 1 番

千葉県警察本部交通部運転免許本部内

電話 043-271-8481

